

「(仮称) 福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例」について (答申 (案))
に関する御意見等への対応

1 福島県環境審議会委員からいただいた事前意見

No.	資料番号 (ページ等)	いただいた御意見	対応 (県環境共生課)	委員名
1	資料 1-2 (表紙)	○ 条例の構造として、カーボンニュートラルを達成するために気候変動対策を行うこととなっていて、条例は気候変動対策に関する内容となっているので、仮称の別案として「福島県カーボンニュートラルに向けた気候変動対策の推進に関する条例」も挙げられるのではないかと思う。もし、気候変動対策以外の要因が今後条例に含まれる可能性があるのであれば現行の名称でも良いと思う。	○ 御意見を踏まえ、今後、条例制定手続きを進める中で、相応しい名称を検討していく。	石庭委員
2	資料 1-2 (全体)	○ 「温室効果ガスの排出の量、吸収の量」と表現されているのが、排出量や吸収量とは区別して使用しているのか。「の」が多用されて読みづらい。	○ 答申案は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等の記載を参考に作成しているため、記載ぶりについては御理解をいただきたい。 ○ なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 2 条第 4 項では「『温室効果ガスの排出』とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱 (燃料又は電気を熱源とするものに限る。) を使用すること」と定義されており、温室効果ガスの吸収量とは区別して使用している。	石庭委員

No.	資料番号（ページ等）	いただいた御意見	対応（県環境共生課）	委員名
			<ul style="list-style-type: none"> ○ また、令和6年度には、条例の趣旨や内容を分かりやすくまとめたパンフレット等を作成し、広く県民の皆さまに周知する予定であり、その際には、御意見を踏まえ、読みやすい内容となるよう対応していく。 	
3	資料 1-2 (P. 5～P. 10)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緩和策と適応策は気候変動対策の両輪と明記されているにもかかわらず、適応策の具体性が乏しいと感じたが、適応策の詳細は気候変動適応センター等の調査結果から決めていくという理解で良いのか。また、緩和策の各項目は「〇〇に関する気候変動対策」と書かれており、気候変動対策を支える緩和策と適応策という構造が見えづらく感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適応策については、(福島県気候変動適応センターを中心とした、庁内や関係機関との連携体制を活かしつつ、)気候変動による影響やその予測を踏まえながら、適時適切に適応7分野における具体的な取組を進めることが重要であると考えている。 ○ このため、適応策は緩和策と異なり、気候変動に対して柔軟に対応することができるよう、具体的な事項については、条例に基づき県が策定する気候変動対策推進計画に定めていく。 	石庭委員

2 ふくしまカーボンニュートラル実現会議企画委員会（産学官の各界に影響力の強い20団体で構成）でいただいた御意見

No.	資料番号（ページ等）	いただいた御意見	対応（県環境共生課）
1	資料 1-2（P.6）	<p>○ 公共交通機関の整備運行状況等から、通勤に自家用自動車を使用せざるをえない地域等もある。「従業員の通勤における自家用自動車等の使用抑制」という記載は、事業者が従業員の選択の自由を抑圧するような表現とも受け取られる可能性があることから、「公共交通機関等の利用促進、自家用自動車の使用低減」などの表現に修正を検討いただけないか。</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、「従業員の通勤に自家用自動車等が使用されることに伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、～必要な取組を行うよう努める」記載に修正した。</p>